

令和7年度退職予定者に対する福利厚生制度等の説明会

任意継続組合員制度について

公立学校共済組合広島支部経理貸付係

任意継続組合員制度について

- 1 任意継続組合員と国民健康保険との比較
- 2 退職後の医療機関受診方法
(任意継続組合員の場合)
- 3 任意継続組合員に加入する場合の流れ
- 4 任意継続組合員の加入手続
- 5 任意継続組合員に1日も加入しないとき

★ これからのこと、イメージしてみましょう

<p>退職後の医療保険について、自分が次の4つのうち、どこに該当するのか、イメージしてみてください。</p>	<p>任意継続組合員加入のスケジュールはP10・P11</p> <p><input type="radio"/> 任意継続組合員になる</p> <p><input type="radio"/> 任意継続組合員 と <input type="radio"/> 国民健康保険 の比較は P4～P6</p>	<ul style="list-style-type: none">● 再就職して社会保険に加入する● 家族の被扶養者になる <p><input type="radio"/> 国民健康保険に加入する</p>
<p>マイナ保険証を使う・使うつもり</p> <p>マイナ保険証で医療機関を受診</p>	<p>A</p> <p>P8【 A マイナ保険証 】</p>	
<p>マイナ保険証を使えない (特定の事項※に該当する)</p> <p>資格確認書で医療機関を受診</p> <p>※ 特定の事項についてはP9参照。</p>	<p>B</p> <p>P9【 B 資格確認書 】</p>	<p>加入する医療保険で手続 等</p>

★大事な日付3つ【令和8年3月末退職者】

1 任意継続組合員申出書の最終受付期限は？

⇒ **令和8年4月17日（金）** (資料4ページ)

2 4月1日からマイナ保険証や資格確認書を使いたい場合、
任意継続組合員申出書の受付期限は？

⇒ **令和8年3月13日（金）** (資料10ページ)

3 一旦任意継続組合員に申し込んだが、取り下げて、1日も
任意継続組合員にならない場合の書類受付期限は？

⇒ **令和8年4月17日（金）** (資料14ページ)

1 任意継続組合員と国民健康保険との比較①（要件等について）

	任意継続組合員（共済組合）	国民健康保険
①加入条件	<ul style="list-style-type: none">・<u>退職日の前日までに引き続いて1年以上（退職日を含めて1年と1日以上）組合員期間があること。</u>・期日までに任意継続掛金を払い込むこと。	市区町村に居住していること。
②加入期間	<u>最長2年間</u> <ul style="list-style-type: none">・退職後、日を空けての加入不可・脱退可。ただし、再び組合員期間の要件を満たさない限り、再加入不可	制限なし
③申込先等	公立学校共済組合広島支部 「任意継続組合員申出書兼預金口座振替依頼書」を 退職の日から起算して20日以内 に提出すること。 令和8年3月31日退職の場合、 令和8年4月17日(金)までに、共済組合必着。 ※ 最終締切を過ぎて共済組合に到着した場合、任意継続組合員になることはできません。	居住市区町村（国民健康保険担当部署）
④被扶養者	被扶養者制度あり	被扶養者制度なし

1 任意継続組合員と国民健康保険との比較②（掛金について）

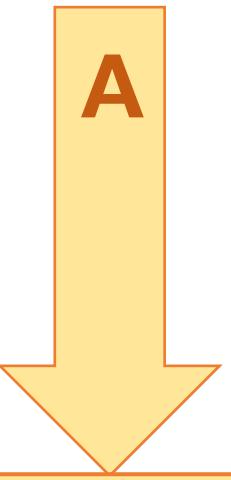
	任意継続組合員（共済組合）	国民健康保険																						
⑤掛金等の決定方法	<ul style="list-style-type: none"> ●掛金は、<u>退職時の標準報酬月額</u>を基礎として決定する。 ⇒退職後2年目は、前年所得が下がっても、掛金額はほぼ同じ。（上限額や掛金率変更による増減あり） 	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料等は、<u>主に前年所得、世帯人数</u>を基礎として決定する。（市区町村により金額が異なる。） ⇒前年所得が下がると、保険料が変わる。 																						
⑥被扶養者の掛金	被扶養者は掛金等不要	被扶養者制度がないため、世帯単位で各々が加入し、保険料が発生																						
⑦掛金等の払込方法	<ul style="list-style-type: none"> ●口座振替（年1回、年2回、毎月）【広島銀行のみ】 ●払込通知書(現金振込)払（毎月）【手数料組合員負担】 	市区町村が指定する方法による																						
⑧掛金等の目安	<p style="text-align: center;"> 【令和7年度の試算例】（令和8年度分は、上限額や掛金・保険料率変更の可能性あり） 退職時標準報酬月額50万円、退職前年収入700万円、50代、広島市在住の場合 </p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="4">●令和7年度 掛金年額 (標準報酬月額38万円（上限額）で算定)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年1回 口座振替</td> <td>R7.3.31に口座振替</td> <td>487,868 円</td> <td>割引最大</td> </tr> <tr> <td>R7.4.1以降に口座振替</td> <td>489,465 円</td> <td>割引あり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年2回 口座振替</td> <td>初回をR7.3.31に口座振替</td> <td>492,652 円</td> <td>割引あり</td> </tr> <tr> <td>初回をR7.4.1以降に口座振替</td> <td>493,458 円</td> <td>割引あり</td> </tr> <tr> <td>毎月払込（口座振替又は現金振込）</td> <td>498,312 円</td> <td>割引なし</td> <td></td> </tr> </table> <p>※退職前の短期・介護掛金より高くなる。 (現職時は雇用主と折半負担。任意継続組合員は全額負担)</p>	●令和7年度 掛金年額 (標準報酬月額38万円（上限額）で算定)				年1回 口座振替	R7.3.31に口座振替	487,868 円	割引最大	R7.4.1以降に口座振替	489,465 円	割引あり	年2回 口座振替	初回をR7.3.31に口座振替	492,652 円	割引あり	初回をR7.4.1以降に口座振替	493,458 円	割引あり	毎月払込（口座振替又は現金振込）	498,312 円	割引なし		<p>●令和7年度 保険料年額 (目安：広島市ホームページより)</p> <p>1人世帯 年額737,241円 2人世帯 年額787,226円</p> <p>※倒産・解雇などによる離職者、未就学児、出産被保険者などの保険料軽減制度あり。 (個人の事情により、保険料額が変わることあり)</p>
●令和7年度 掛金年額 (標準報酬月額38万円（上限額）で算定)																								
年1回 口座振替	R7.3.31に口座振替	487,868 円	割引最大																					
	R7.4.1以降に口座振替	489,465 円	割引あり																					
年2回 口座振替	初回をR7.3.31に口座振替	492,652 円	割引あり																					
	初回をR7.4.1以降に口座振替	493,458 円	割引あり																					
毎月払込（口座振替又は現金振込）	498,312 円	割引なし																						
⑨掛金等の確認先	公立学校共済組合広島支部ホームページ（掛金額の早見表を掲載）	居住市区町村（国民健康保険担当部署）																						

1 任意継続組合員と国民健康保険との比較③（給付について）

	任意継続組合員（共済組合）	国民健康保険
⑩自己負担	3割（6歳（義務教育就学前）までは2割、70歳～74歳は2割又は3割）	3割（6歳（義務教育就学前）までは2割、70歳～74歳は2割又は3割）
⑪給付内容	本人及び被扶養者への、 ・医療給付、出産費、埋葬料等 ・災害給付、附加給付等（共済組合独自の給付制度） (例)一部負担金払戻金 1ヶ月に1つの医療機関（入院と外来は別の医療機関とする）で支払った額（保険適用分）が2万5千円を超えたときに、その超えた金額（100円未満切捨）が給付される制度。 入院等で医療費が高額になる場合は、国民健康保険よりも医療費の還付額が高くなることが多い。	加入者への、 ・医療給付、出産育児一時金、埋葬料等
⑫健診	人間ドック補助なし。 特定健康診査（メタボ健診）あり (40～74歳任意継続組合員・被扶養者) ※詳細は、「よくある質問」（Q34）を参照してください。	市区町村によって異なる。 特定健康診査（メタボ健診）あり（40～74歳加入者）

2 退職後の医療機関受診方法（任意継続組合員の場合）

令和8年3月31日退職の組合員が令和8年4月1日から任意継続組合員となった場合、令和8年4月1日付で、現職時の組合員等番号から、任意継続組合員の組合員等番号へと、組合員等番号が変更となります。



医療機関を受診する際は、**マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）**を提示してください。(\Rightarrow P 8へ)

公立学校共済組合 資格確認書		
本人（被保険者）		
令和 ● 年 12月 10日 交付	記 号	公立広島
姓 名	かほ* カウ	健保 太郎
性 別	男	
生 年 月 日	昭和 ● 年 12月 12日	
資格取得年月日	令和 ● 年 12月 5日	
一部負担金の割合 発効年月日	令和 ● 年 12月 5日	
有 効 期 限	令和 ○ 年 12月 8日	
保険者番号	3 4 3 4 0 0 1 8	
保険者名称	公立学校共済組合広島支部	



マイナ保険証を所持していない等、P 8 のいずれかの事由に該当する場合は、医療機関を受診する際に、当支部が交付する「**資格確認書**」を提示してください。(\Rightarrow P 9へ)

※マイナ保険証に任意継続組合員の資格が反映する時期や、資格確認書の送付時期は、申出書を当支部が受け付けた日により決定します。スケジュールについては、「3 任意継続組合員に加入する場合の流れ」等により確認してください。



A

医療機関の受診方法① マイナ保険証による受診

- 1 マイナ保険証を所持している場合は、マイナ保険証を利用して医療機関を受診できます。
 - 2 既にマイナ保険証の利用登録が完了している場合、退職に伴って、再度マイナ保険証の利用登録手続は不要です。
 - 3 任継資格への切り替えは自動で行われますが、**切替時期は申出書の受付時期により決定します。**
スケジュールによっては、4月1日以降、退職（資格喪失）のデータが反映されたり、現職時の資格が反映されたままの場合がありますので、申出書の提出日に留意してください。（詳しくはP11を参照）
 - 4 マイナ保険証に反映されている資格は、マイナポータルで確認することができます。
- ※ マイナ保険証による資格確認ができず、医療機関の窓口で医療費の全額を支払った場合は、7割部分等を「療養費」として共済組合に請求してください（福利厚生事務の手引§9-016～）。



B

医療機関の受診方法②

資格確認書による受診（特定の事項に該当する場合）

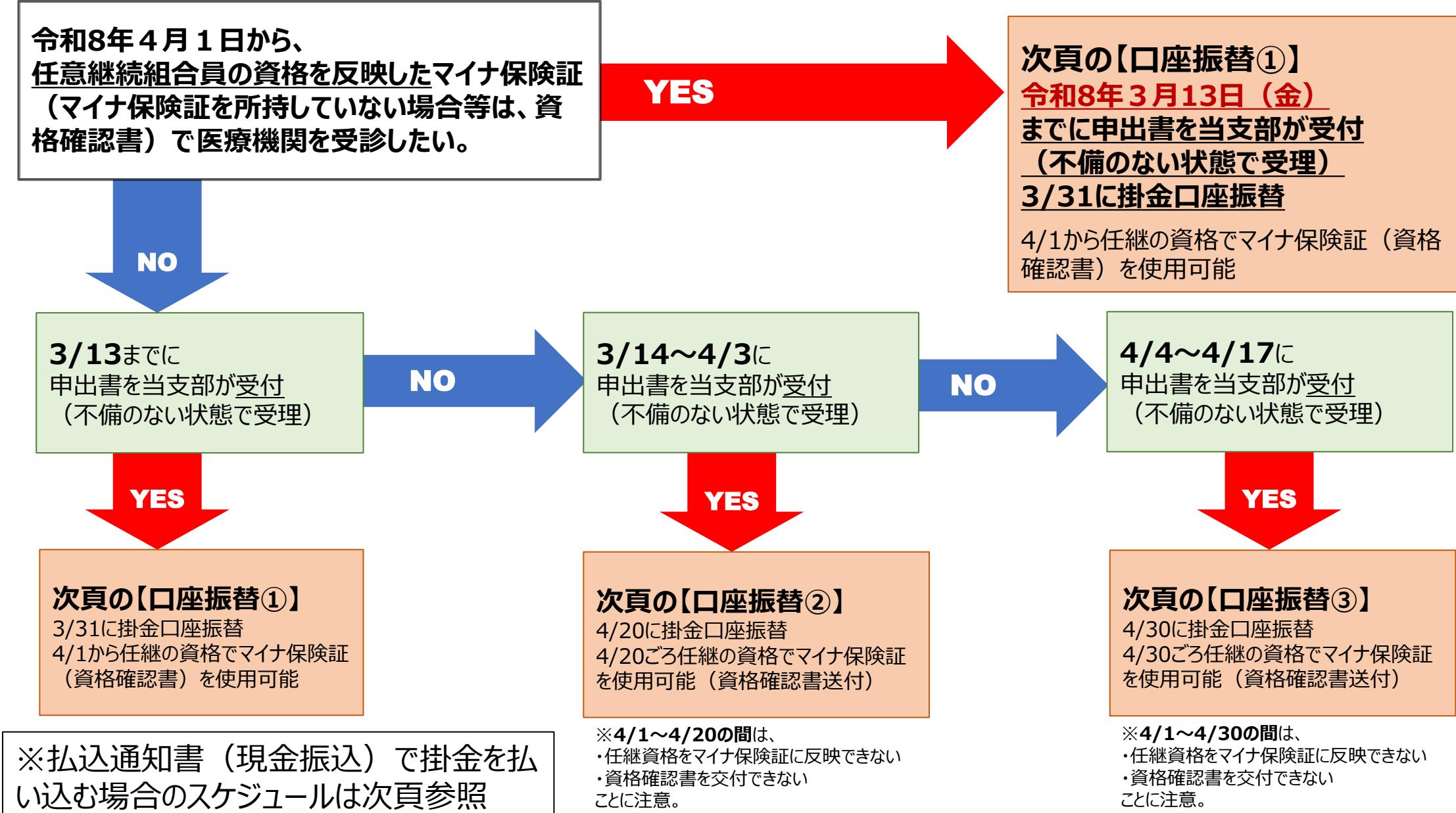
1 マイナ保険証を所持していない等、次の事項に該当する場合は、医療機関を受診する際に、組合員番号等が記載された「資格確認書」を提示する必要があります。「資格確認書」が必要な場合は、「任意継続組合員申出書」内の要否欄に○を記入してください。

- ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
- ・マイナ保険証の利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
- ・マイナンバーカードを紛失した者、更新中の者
- ・マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある者

2 資格確認書の送付時期は、申出書の受付時期により決定します。スケジュールによっては、資格確認書が手元にない期間が生じますので、申出書の提出日に留意してください。（詳しくはP11を参照）

※ 医療機関の窓口で医療費の全額を支払った場合は、7割部分等を「療養費」として共済組合に請求してください（福利厚生事務の手引§9-016～）。

3 任意継続組合員に加入する場合の流れ（掛金を口座振替する場合）

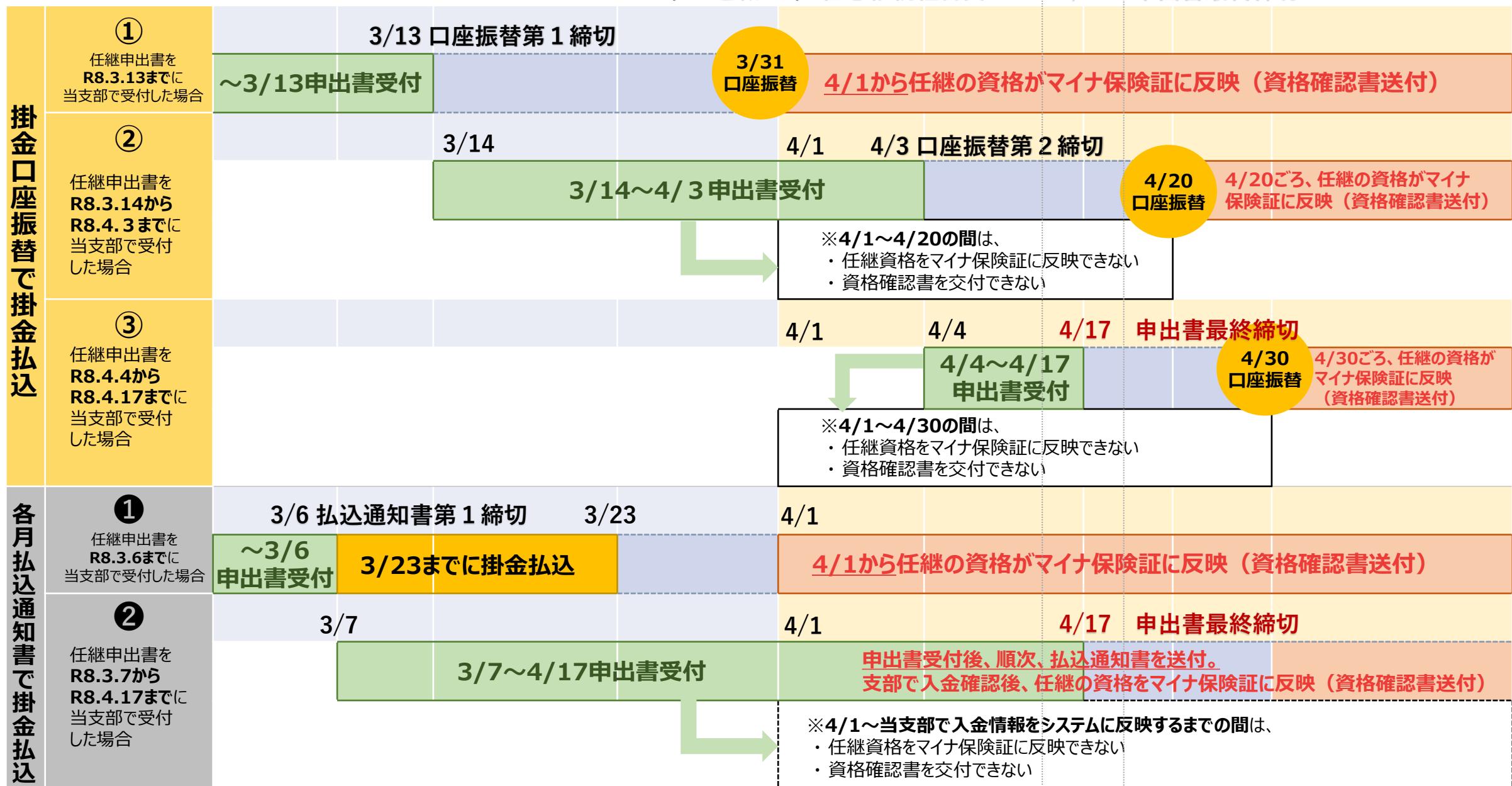


※払込通知書（現金振込）で掛金を払い込む場合のスケジュールは次頁参照

●任意継続組合員加入に係る全体スケジュール

3/31退職⇒4/1任意継続組合員

4/17 申出書最終締切



4 任意継続組合員の加入手続①

**必ずHPで、最新の様式を
ダウンロードして使用してください。**

- 「任意継続組合員申出書兼預金口座振替依頼書」を記入し、退職時の所属所の証明を受けて、期限までに当支部に提出してください。

- 様式は2枚構成です。
掛金の払込方法で口座振替を選択した場合は、1枚目と2枚目を記入して、2枚とも広島銀行の窓口に持参してください。

- 広島銀行から返された1枚目は当支部に提出します。

- 払込方法が現金振込の場合は、1枚目のみ当支部に提出します。

4 任意継続組合員の加入手続②

任意継続組合員申出書 兼 預金口座振替依頼書

共済組合提出用
(2枚中1枚目)

公立学校共済組合広島支部長様

申出日 令和 年 月 日

退職日

組合員登録番号

組合員名

1 任意継続組合員となることの申出について
私は、退職日の前月末まで引き続いで1年以上組合員期間があるため、地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望します。

性別	男・女	昭和 年 月 日 (歳)			
年齢	平成 年 月 日 (歳)	性別			
被扶養者名	性別	退職日時点で被扶養者がいる⇒「2被扶養者について」を記入			
年齢	性別	退職日時点で被扶養者がいない⇒「3資格確認書を提出する場合は、『資格確認書各項』等に記入が義務化です。」			
被扶養者登録番号	性別	マイナンバーカードを所持していない場合、右記のいずれかの事由に該当し、 1 退職組合員が公務員の場合は必ず記入してください。 2 マイナ保険証が任意継続組合員の資格が反映する場合や、資格確認書の提出期限は、この申出書が受理した日より決定します。			
被扶養者登録番号	性別	右記の事由に該当するため、資格確認書の発行が必要です。			
金額	支払方法	支払日	被扶養者登録番号	金融機関	被扶養印
①口座振替(年1回)	銀行	0 1 6 9	1 会員登録名	金融機関	被扶養印
②口座振替(年2回)	銀行	0 1 6 9	2 店舗名	印	押印
③口座振替(毎月)	銀行	0 1 6 9	3 口座番号	印	押印
4 被扶養者登録番号	性別	被扶養者登録番号	5 退職日	印	押印
※被扶養者登録番号(わけうとうろくばんごう)は、お預り金額を算定する際に必要な項目です。					
被扶養者名	被扶養者登録番号	退職日の翌日以降も、被扶養者認定の継続を希望するか否か(有する場合は、記入する者と被扶養者の名前を記入)			
1		<input type="checkbox"/> 継続認定を希望する(資格確認書の発行 要・不要) <input type="checkbox"/> 継続しない			
2		<input type="checkbox"/> 継続認定を希望する(資格確認書の発行 要・不要) <input type="checkbox"/> 継続しない			
3		<input type="checkbox"/> 継続認定を希望する(資格確認書の発行 要・不要) <input type="checkbox"/> 継続しない			
4		<input type="checkbox"/> 継続認定を希望する(資格確認書の発行 要・不要) <input type="checkbox"/> 継続しない			
5		<input type="checkbox"/> 継続認定を希望する(資格確認書の発行 要・不要) <input type="checkbox"/> 継続しない			

保険証は交付されませんので、マイナ保険証を所持していない場合は、必ず【資格確認書の要否欄】を記入してください。

掛金の払込方法について、必ず記入してください。

●口座振替を選択した場合は、1枚目及び2枚目を記入し、2枚とも広島銀行の窓口に提出してください。

1枚目は、広島銀行から返却されますので、退職時の所属所記入欄を具備した上で、当支部に提出してください。

●毎月払込通知書を選択した場合、2枚目は不要です。1枚目のみ記入し、退職時の所属所記入欄を具備した上で、当支部に提出してください。

退職時に被扶養者認定されていた者について、全員記入してください。

記入がない場合は、継続認定（資格確認書交付不要）として取り扱うこととしますが、継続認定された場合でも、被扶養者の要件を満たしていない場合は、要件を満たさなくなった時点に遡って、被扶養者認定の取消手続が必要となります。

【退職時の所属所証明欄】は、必ず退職時の所属所で記入・押印してもらってください。

5 任意継続組合員に1日も加入しないとき

任意継続組合員の申出を取り下げる	
内容	4月1日から任意継続組合員に 加入しないこと の申出 (1日も任意継続組合員にならない)
事由	1 退職日の翌日から再就職（医療保険加入）することが確定したとき。 2 国民健康保険に加入するとき。 3 家族が加入する医療保険の被扶養者になるとき。
留意事項	<p>・取り下げ理由が1の場合、再就職がすることが確定したら速やかに、「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」を提出してください。</p> <p>・取り下げ理由が2又は3の場合、「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」は、令和8年4月17日（金）共済組合必着です。</p> <p>※ 期限を過ぎて到着した場合、任継の資格を取得していることになり、掛金が発生します。</p>
様式	「任意継続組合員 取下書 兼掛金還付請求書」 (様式ダウンロード集§15-004)

- ※ 任意継続組合員でなくなった期間について、納付済の掛金がある場合、喪失手続が完了したあとに、指定の口座に払い戻します。
- ※ 様式の他、添付書類が必要な場合があります。必要な書類については、様式を確認してください。
- ※ 1日以上任意継続組合員に加入了後に、資格を喪失する手続きについては、詳細版のP13とP14を確認してください。

★大事な日付3つ【令和8年3月末退職者】

1 任意継続組合員申出書の最終受付期限は？

⇒ **令和8年4月17日（金）**（資料4ページ）

2 4月1日からマイナ保険証や資格確認書を使いたい場合、
任意継続組合員申出書の受付期限は？

⇒ **令和8年3月13日（金）**（資料10ページ）

3 一旦任意継続組合員に申し込んだが、取り下げて、1日も
任意継続組合員にならない場合の書類受付期限は？

⇒ **令和8年4月17日（金）**（資料14ページ）

【任意継続組合員の申出をされる皆様にお願い】

1 (口座振替を選択した方)

引き落とし前に、掛金額を通知します。

口座の残高が不足しないよう、準備をお願いします。

2 申出書の内容に不備がある場合は受付できません。

記入例を見ながら、漏れなく記入してください。

不備があった場合は連絡します。

早めのご対応をお願いします。

【任意継続組合員申出書の提出先】

公立学校共済組合広島支部 経理貸付係あて
(〒730-8514 広島県広島市中区基町9-42)

※ お間違いのないよう、提出をお願いします。

【参考】「子ども・子育て支援金」制度の創設（令和8年度から）

- 1 全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、公的医療保険の保険料とあわせて拠出する「子ども・子育て支援金」制度が、令和8年度に創設される。
- 2 令和8年度から、全ての公的医療保険（①協会けんぽ・健保組合・共済組合などの被用者保険、②国民健康保険、③後期高齢者医療保険）の掛金、負担金及び保険料に、「子ども・子育て支援金」が上乗せして徴収される。
- 3 任意継続掛金及び国民健康保険料のどちらにも、「子ども・子育て支援金」が上乗せ徴収される。
→令和8年度の任意継続掛金及び国民健康保険料の金額は、令和7年度より上昇する見込み。